

福島県化学物質適正管理指針

(趣旨)

第1条 この指針は、福島県生活環境の保全等に関する条例（平成8年福島県条例第32号）第7条の規定に基づき、人の健康又は生活環境に係る影響を生ずるおそれがある化学物質について、工場及び事業場からの排出を抑制するため、その適正な管理について必要な事項を定めるものとする。

(対象化学物質)

第2条 この指針において対象とする化学物質は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する第一種指定化学物質（以下「第一種指定化学物質」という。）及び別表に掲げる化学物質（以下「管理化学物質」という。）とする。

(対象工場等)

第3条 この指針において対象とする工場又は事業場は、福島県内に存し、一の工場又は事業場内で取り扱う一の第一種指定化学物質又は管理化学物質の量の合計が年間100キログラム以上の工場又は事業場（以下「化学物質使用工場等」という。）とする。

(適正管理)

第4条 化学物質使用工場等の設置者は、第一種指定化学物質又は管理化学物質の使用、製造、保管又は廃棄（以下「使用等」という。）に当たり、次に掲げる事項に留意し、それらの化学物質の適正な管理を行うものとする。

- 一 管理化学物質（法第2条第3項に規定する第二種指定化学物質に該当するものを除く。次号並びに次条第1号及び第2号において同じ。）を適正に管理するための管理規程を作成すること。
- 二 管理化学物質の毒性、危険性等の情報を収集し、当該管理化学物質を適正に取り扱うための注意事項等を記載した文書を整備すること。
- 三 災害又は事故発生時の化学物質による環境の汚染を防止するため、第一種指定化学物質又は管理化学物質の使用等に係る施設、設備等の保守点検を行うこと。
- 四 災害又は事故の発生により、第一種指定化学物質又は管理化学物質が環境に排出されたとき又は排出されるおそれがあるときは、直ちに当該事故について応急の措置を講じ、速やかに復旧するよう努めること。

(記録及び保存)

第5条 化学物質使用工場等の設置者は、年間100キログラム以上の取り扱う第一種指定化学物質又は管理化学物質について、次の掲げる事項を記録及び保存するものとする。

- 一 第一種指定化学物質の使用量、製造量、保管量、排出量（法第5条第1項に規定する排出量をいう。）及び移動量（同項に規定する移動量をいう。）を記録するとともに、その記録を5年間保存すること。
- 二 管理化学物質の使用量、製造量及び保管量を記録するとともに、その記録を5年間保存すること。
- 三 管理化学物質の排出量（法第5条第1項に規定する排出量を算出する方法と同様の方

法により算出する量をいう。)及び移動量(同項に規定する移動量を算出する方法と同様の方法により算出する量をいう。)の把握に努め、把握した場合にあっては、それらを記録するとともに、その記録を5年間保存すること。

(排出抑制対策)

第6条 化学物質使用工場等の設置者は、第一種指定化学物質又は管理化学物質の環境への負荷の低減を図るため、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

一 管理化学物質の使用等に当たっては回収及び再利用に努め、環境への排出に当たっては除去設備の設置等により排出を極力抑制すること。

二 管理化学物質を含む廃棄物は、その発生の抑制に努めるとともに、当該廃棄物が運搬されるまでの間は適正に保管することとし、当該廃棄物の処理を委託する場合にあっては、必要な情報を委託業者に提供すること等により、自らの責任において適正に処理すること。

三 第一種指定化学物質の環境への排出量(法第5条第1項に規定する排出量をいう。)及び移動量(同項に規定する移動量をいう。)又は管理化学物質の環境への排出量(同項に規定する排出量を算出する方法と同様の方法により算出する量をいう。)及び移動量(同項に規定する移動量を算出する方法と同様の方法により算出する量をいう。)を低減するための管理目標値を設定し、その状況を自主監視すること。

四 第一種指定化学物質又は管理化学物質の使用等に当たっては、非意図的に生成される化学物質をできる限り把握するとともに、当該化学物質を適正に取り扱うための注意事項等を記載した文書を整備し、その監視を行うこと。

附 則

この指針は、平成10年9月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

物質番号	化学物質の名称	(H23旧番号)
1	亜塩素酸ナトリウム	1
2	アシュラム	2
3	アセトン	3
4	アニシジン類	4
5	アルミニウムの水溶性化合物	
6	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	6
7	イソフェンホス	7
8	イソプロピルアルコール	8
9	2-イソプロピルピシクロ〔4.4.0〕デカン又は3-イソプロピルピシクロ〔4.4.0〕デカン	
10	イソホロン	9
11	ウラン	
12	N-エチルアニリン	10
13	エチルエーテル	11
14	エチレン	12
15	エチレンクロヒドリン	14
16	塩化水素(塩酸を含む。)	15
17	塩化チオニル	
18	塩素	16
19	オキシ塩化リン	17
20	過酸化水素	19
21	過酸化ベンゾイル	20
22	カーボンブラック	21
23	キシリジン	22
24	クロロニトロフェン(CNP)	24
25	クロロスルホン酸	25
26	クロロネブ	26
27	クロロメチルメチルエーテル	27
28	五塩化リン	28
29	五酸化リン	29
30	酢酸エチル	30
31	酢酸ブチル	31
32	酢酸メチル	32
33	三塩化リン	33
34	次亜塩素酸ナトリウム	
35	シアン及びシアン化合物	34
36	ジエチルアミン	35
37	ジエチルピフェニル	
38	四塩化ケイ素	36
39	四塩化チタン	37
40	シクロドデカ-1, 5, 9-トリエン	
41	シクロドデカン	
42	シクロヘキサノン	38
43	1,1-ジクロロエタン	40
44	ジクロロシラン	41
45	O- (2, 4-ジクロロフェニル) = O-エチル=フェニルホスホノチオアート	
46	N, N-ジシクロヘキシル-1, 3-ベンゾチアゾール-2-スルフェニアミド	
47	ジチオビル	43
48	四フッ化ケイ素	44
49	ジベンジルトルエン	
50	ジベンテンダイマー又はその水素添加物	
51	ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト (別名オキシデプロホス又はESP)	
52	ジボラン	46
53	臭化ビニル	47

物質番号	化学物質の名称	(H23旧番号)
54	臭素	
55	臭素酸及びその塩	
56	シラン	48
57	水酸化カリウム	
58	水酸化ナトリウム	
59	タルク(石綿を含むものを除く。)	49
60	テルプカルブ(MBPMC)	52
61	2, 2, 4, 4, 6, 6, 8, 8, 10, 10, 12, 12-ドデカメチル-1, 3, 5, 7, 9, 11-ヘキサオキサー-2, 4, 6, 8, 10, 12-ヘキサシラシクロドデカン (別名ドデカメチルシクロヘキサシロキサン)	
62	トリイソプロピルナフタレン	
63	トリエチルピフェニル	
64	トリクロロシラン	55
65	1, 3, 5-トリ-tert-ブチルベンゼン	
66	1, 3, 5-トリプロモ-2- (2, 3-ジプロモ-2-メチルプロポキシ) ベンゼン	
67	トルエンジイソシアネート類	56
68	ナプロバミド	58
69	2-ニトロプロパン	59
70	パラチオン	60
71	1, 4-ビス (イソプロピルアミノ) -9, 10-アントラキノ	
72	1, 1-ビス (tert-ブチルジオキシ) -3, 3, 5-トリメチルシクロヘキサン	
73	ピッチ	61
74	ヒドロキシルアミン	
75	フェノール類及びその化合物	
76	フタル酸エステル類	62
77	1-tert-ブチル-3, 5-ジメチル-2, 4, 6-トリニトロベンゼン	
78	フッ素及びその化合物	63
79	プロピレングリコール	64
80	ヘキサクロロシクロヘキサン	65
81	ヘキサクロロブタジエン	66
82	ベンシクロン	67
83	ベンスリド(SAP)	68
84	ベンゾ[a]ピレン	
85	ベンフルラリン(ベスロジン)	69
86	ホスフィン(燐化水素)	70
87	ホスゲン	71
88	ポリプロモピフェニル (臭素数が2から5のものに限る。)	
89	メタノール	72
90	メタラキシル	73
91	メチルエチルケトン(MEK)	75
92	メチルジメトン	76
93	メチルダイムロン	77
94	メチルターシャリーブチルエーテル (別名MTBE)	
95	メチルパラチオン	78
96	メラミン	79
97	メルカプタン類	80
98	ヨウ化メチル	81
99	ヨウ素	82
100	硫化水素	83
101	硫化ナトリウム	84
102	硫酸(三酸化硫黄を含む。)	85
削除 (欠番とする)		
104	燐	87

※上記に掲げる103物質については、P R T Rの第一種指定化学物質に該当するものを除く。